

Press Release

各 位

三 菱 UFJ 国 際 投 信 株 式 会 社
東京都千代田区有楽町一丁目 12 番 1 号
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 404 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

『三菱UFJ／AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド＜為替ヘッジあり＞（3ヶ月決算型）／（年1回決算型）（愛称：欧洲ロード）』
募集・設定について

追加型投信／海外／資産複合

この度、三菱UFJ国際投信は既存ファンド『三菱UFJ／AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド（3ヶ月決算型）／（年1回決算型）（愛称：欧洲ロード）』に加え、＜為替ヘッジあり＞を新規に設定いたしましたので、お知らせいたします。

ファンドの設定にあたって

長い歴史と文化を誇る欧州は、商業用不動産全体でみると先進国の4割程度と北米に匹敵する規模にあるものの、不動産投資信託証券（リート）および不動産関連株式の市場規模はまだまだ小さく、成長余地が大きく残されています。また、足下では金融緩和政策による良好な資金調達環境や、テナント・オフィス需要の拡大による空室率の低下および賃料の上昇等を背景に、欧州不動産市場の投資魅力が高まっています。

そこで、このたび、欧州のリートおよび不動産関連株式に投資することにより、値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざす商品を設計いたしました。ファンドの設計にあたっては、お客様の為替見通し等に応じて為替ヘッジの有無を選択できるよう、為替ヘッジ方針の異なる2つのファンドをご用意いたしました。

皆様の資産形成の一助として、当ファンドをご活用いただければ幸いです。

三菱UFJ国際投信株式会社

**三菱UFJ／AMP
欧洲リート・不動産関連株式ファンド**
 <為替ヘッジあり>(3ヶ月決算型)
 <為替ヘッジなし>(3ヶ月決算型)

〈愛称: 欧州ロード〉

追加型投信／海外／資産複合

ファンド	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
為替ヘッジあり	追加型	海外	資産複合	その他資産	年4回	欧州	ファミリーファンド	あり
為替ヘッジなし								なし

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(資産複合(不動産投信、株式(一般)))です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧いただけます。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

欧洲の不動産投資信託証券および不動産関連株式等を実質的な主要投資対象とし、値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざします。

ファンドの特色



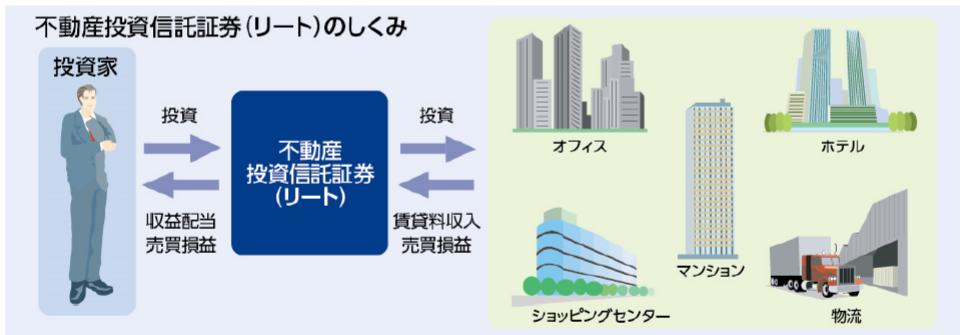
欧洲の不動産投資信託証券※および不動産関連株式等を主要投資対象とします。

※一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。



不動産投資信託証券とは

不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品で、一般的にREIT(リート:Real Estate Investment Trust)と呼ばれています。分配金の原資は主に多数の物件からの賃貸料収入などです。



- ファンドは特化型運用を行います。一般社団法人投資信託協会は信用リスク集中回避を目的とした投資制限(分散投資規制)を設けており、投資対象に支配的な銘柄(寄与度*が10%を超える又は超える可能性の高い銘柄)が存在し、又は存在することとなる可能性が高いものを、特化型としています。
- ファンドは、欧洲の不動産投資信託証券および不動産関連株式等に実質的に投資します。欧洲の不動産投資信託証券および不動産関連株式等には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

* 寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める比率または運用管理等に用いる指標における一発行体あたりの構成比率を指します。

不動産投資信託証券および不動産関連株式等の運用にあたっては、不動産投資に長年の実績と経験をもつ、AMPキャピタル・インベスタートーズ・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

AMPキャピタル・インベスタートーズ・リミテッド



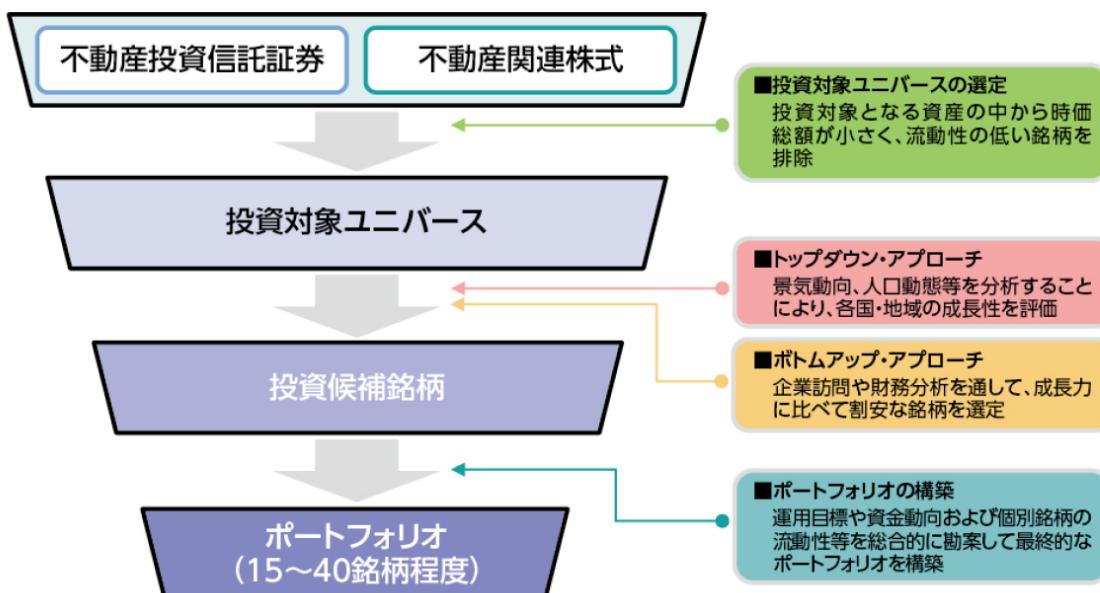
- オーストラリアを代表する総合金融グループであるAMPグループの一員で、オーストラリア最大規模の運用会社です。
- 運用資産は約1,561億豪ドル(約14.7兆円)*の資産を運用しています。
- 債券・株式投資に加え、インフラ、不動産といった実物資産クラスへの豊富な投資経験を有しています。

*2015年6月末現在、使用為替レートは1豪ドル=93.93円

! 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

不動産投資信託証券および不動産関連株式等への投資にあたっては、人口動態分析、マクロ経済分析等のトップダウン・アプローチと、個別銘柄の割安度や保有資産・業績の分析および資本構造や経営の質等の分析によるボトムアップ・アプローチを併用し、銘柄選定を行います。

- ファンドにおける運用プロセスは以下の通りです。



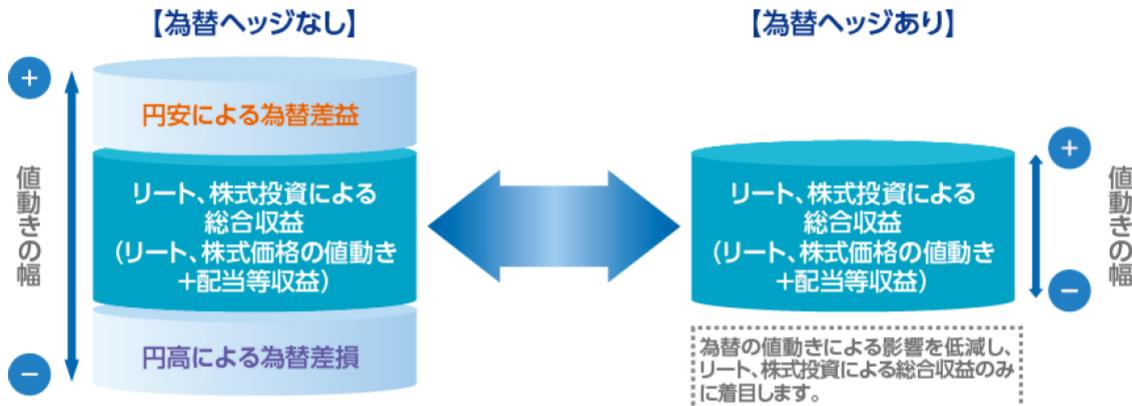
- !** 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
- !** 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- !** 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧いただけます。

「為替ヘッジあり」は、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
 「為替ヘッジなし」は、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

為替ヘッジの活用

為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行うにあたっては、対象通貨間の金利差に基づくヘッジコストがかかります。

＜投資リターンのイメージ図＞



! 上記は為替ヘッジを理解して頂くためのイメージ図であり、ファンドの将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

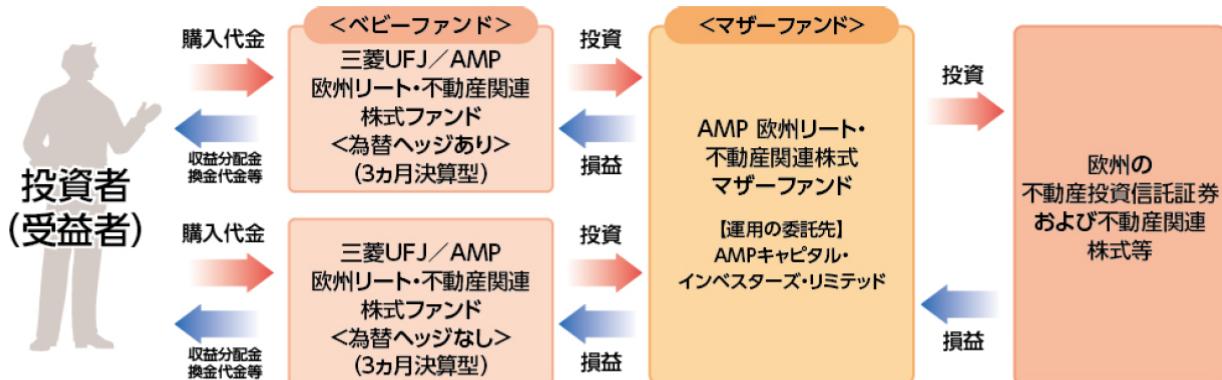
年4回の決算時に分配を行います。

- 年4回の決算時(3・6・9・12月の各7日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 原則として、決算日の基準価額水準(分配前)が当初元本額10,000円(10,000口当たり)を超えている場合には、当該超えてる部分について、分配対象額(経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額)の範囲内で、全額分配を行います。(資金動向や市況動向等により変更する場合があります。)
- 分配対象収益が少額の場合もしくは委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(為替ヘッジありの初回決算日は2016年6月7日)

■ファンドの仕組み

運用は主にAMP 欧州リート・不動産関連株式マザーファンドへの投資を通じて、欧州の不動産投資信託証券および不動産関連株式等へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



! 各ファンド間でのスイッチングが可能です。

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより解約をする場合は、解約金の利益に対して税金がかかります。

くわしくは販売会社にご確認ください。

■主な投資制限

株式および不動産投資信託証券	株式および不動産投資信託証券への実質投資割合に制限を設けません。
株式および不動産投資信託証券の一銘柄制限	同一銘柄の株式および不動産投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

一般に、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動し、また、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入不動産投資信託証券や組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

■三菱UFJ／AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド＜為替ヘッジあり＞(3ヵ月決算型)
組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分のヘッジコストとならない場合があります。
■三菱UFJ／AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド＜為替ヘッジなし＞(3ヵ月決算型)
組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ 他の留意点

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ 投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。その場合、より多くの銘柄に分散投資する投資信託と比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

なお、運用委託先で投資リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社においても運用委託先の投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。



手続・手数料等

■お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	<p>■為替ヘッジあり 当初自己設定：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。</p> <p>■為替ヘッジなし 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。</p>
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込について	申込不可日	<p>次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、フランクフルト証券取引所、フランクフルトの銀行、シドニーの銀行の休業日</p>
	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	<p>■為替ヘッジあり 当初自己設定：2016年2月29日 継続申込期間：2016年2月29日から2017年6月6日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。</p> <p>■為替ヘッジなし 2015年12月5日から2016年12月6日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。</p>
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	<p>金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。</p> <p>信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入の申込みの受付を中止することができます。</p>

信託期間	<p>■為替ヘッジあり 2025年9月5日まで（2016年2月29日設定） ■為替ヘッジなし 2025年9月5日まで（2014年3月25日設定）</p>
繰上償還	<p>以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・三菱UFJ／AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド＜為替ヘッジあり＞（3ヵ月決算型）、三菱UFJ／AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド＜為替ヘッジなし＞（3ヵ月決算型）、三菱UFJ／AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド＜為替ヘッジあり＞（年1回決算型）および三菱UFJ／AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド＜為替ヘッジなし＞（年1回決算型）の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	<p>毎年3・6・9・12月の7日（休業日の場合は翌営業日） ※為替ヘッジありの初回決算日は2016年6月7日</p>
収益分配	<p>年4回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。</p>
信託金の限度額	各ファンド3,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ (http://www.mufg.jp/) に掲載します。
運用報告書	6ヵ月毎（3・9月の決算後）および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知られている受益者に交付されます。
課税関係	<p>課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</p>

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	購入価額に対して、 上限3.24%（税抜 3%） (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
<スイッチングの場合>			
➢ 販売会社にご確認ください。			
信託財産留保額	ありません。		

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率1.674%（税抜 年率1.55%） をかけた額				
	1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数／365)				
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。				
	各支払先への配分（税抜）は、次の通りです。				
支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容			
委託会社	0.89%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等			
販売会社	0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等			
受託会社	0.06%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等			
※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。					
※上場投資信託（リート）は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。					
●運用指図権限の委託先への報酬 委託会社が受けける報酬から、原則として毎年3・6・9・12月の末日および償還時から3ヶ月以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、マザーファンドの純資産総額に年率0.445%以内をかけた額とします。					
その他の費用・手数料	<p>以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 <p>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p>				

※運用管理費用（信託報酬）および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



税 金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 上記は2015年11月末現在のものです。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。
販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合せください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

三菱UFJ／AMP 欧洲リート・不動産関連株式ファンド

＜為替ヘッジあり＞(年1回決算型)

＜為替ヘッジなし＞(年1回決算型)

〈愛称：欧洲ロード〉

追加型投信／海外／資産複合

ファンド	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
為替ヘッジあり	追加型	海外	資産複合	その他資産	年1回	欧州	ファミリー ファンド	あり
為替ヘッジなし								なし

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(資産複合(不動産投信、株式(一般)))です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧いただけます。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

欧洲の不動産投資信託証券および不動産関連株式等を実質的な主要投資対象とし、値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざします。

ファンドの特色



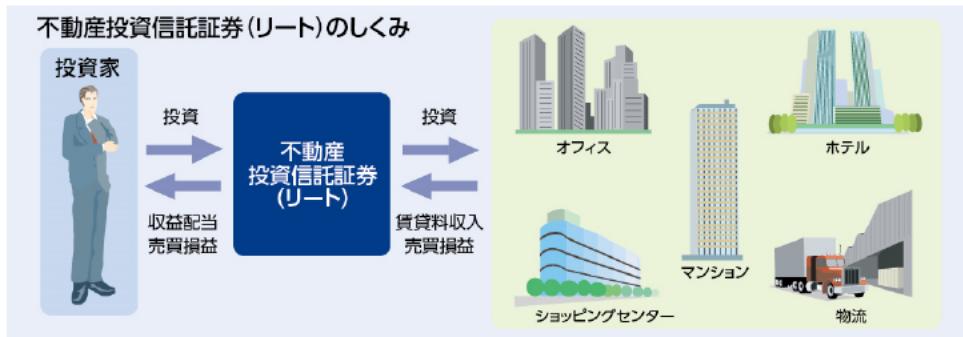
欧洲の不動産投資信託証券※および不動産関連株式等を主要投資対象とします。

※一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。



不動産投資信託証券とは

不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品で、一般的にREIT(リート:Real Estate Investment Trust)と呼ばれています。分配金の原資は主に多数の物件からの賃貸料収入などです。



- ファンドは特化型運用を行います。一般社団法人投資信託協会は信用リスク集中回避を目的とした投資制限(分散投資規制)を設けており、投資対象に支配的な銘柄(寄与度*が10%を超える又は超える可能性の高い銘柄)が存在し、又は存在することとなる可能性が高いものを、特化型としています。
- ファンドは、欧洲の不動産投資信託証券および不動産関連株式等に実質的に投資します。欧洲の不動産投資信託証券および不動産関連株式等には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

* 寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める比率または運用管理等に用いる指標における一発行体あたりの構成比率を指します。

不動産投資信託証券および不動産関連株式等の運用にあたっては、不動産投資に長年の実績と経験をもつ、AMPキャピタル・インベスター・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

AMPキャピタル・インベスター・リミテッド



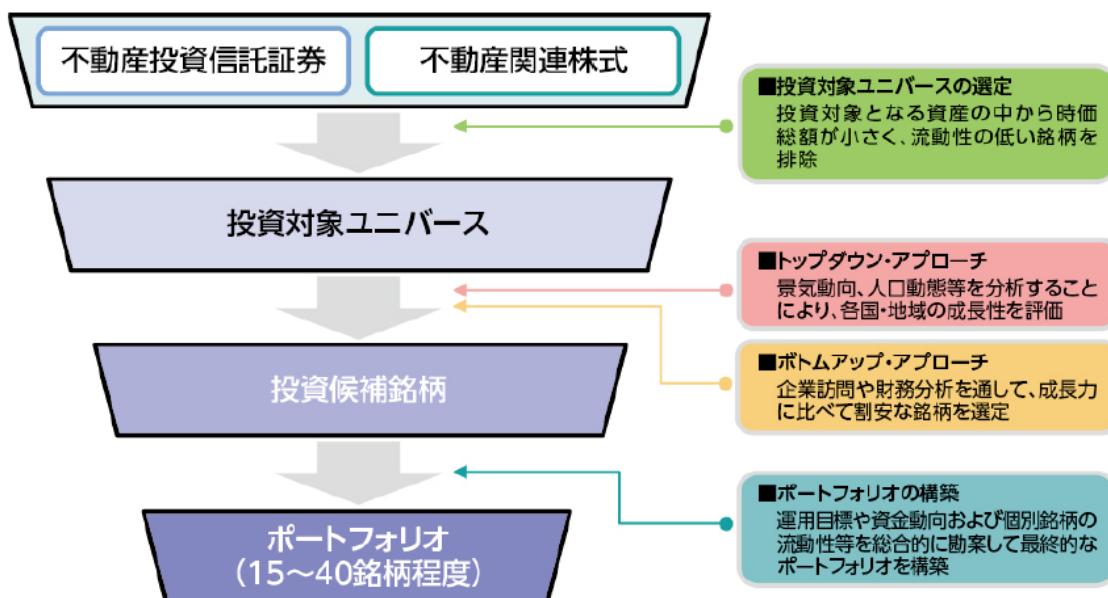
- オーストラリアを代表する総合金融グループであるAMPグループの一員で、オーストラリア最大規模の運用会社です。
- 運用資産は約1,561億豪ドル(約14.7兆円)*の資産を運用しています。
- 債券・株式投資に加え、インフラ、不動産といった実物資産クラスへの豊富な投資経験を有しています。

*2015年6月末現在、使用為替レートは1豪ドル=93.93円

! 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

不動産投資信託証券および不動産関連株式等への投資にあたっては、人口動態分析、マクロ経済分析等のトップダウン・アプローチと、個別銘柄の割安度や保有資産・業績の分析および資本構造や経営の質等の分析によるボトムアップ・アプローチを併用し、銘柄選定を行います。

- ファンドにおける運用プロセスは以下の通りです。



- !** 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
- !** 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- !** 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧いただけます。

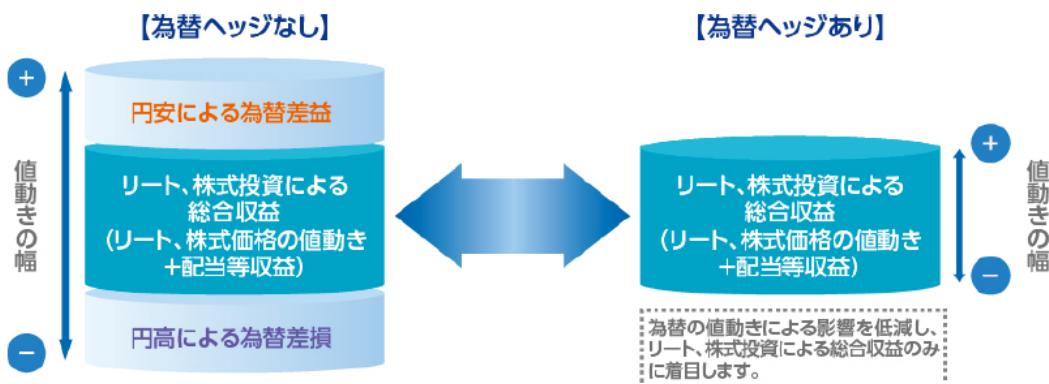
為替対応方針

「為替ヘッジあり」は、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
「為替ヘッジなし」は、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

為替ヘッジの活用

為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行うにあたっては、対象通貨間の金利差に基づくヘッジコストがかかります。

<投資リターンのイメージ図>



■ 上記は為替ヘッジを理解して頂くためのイメージ図であり、ファンドの将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

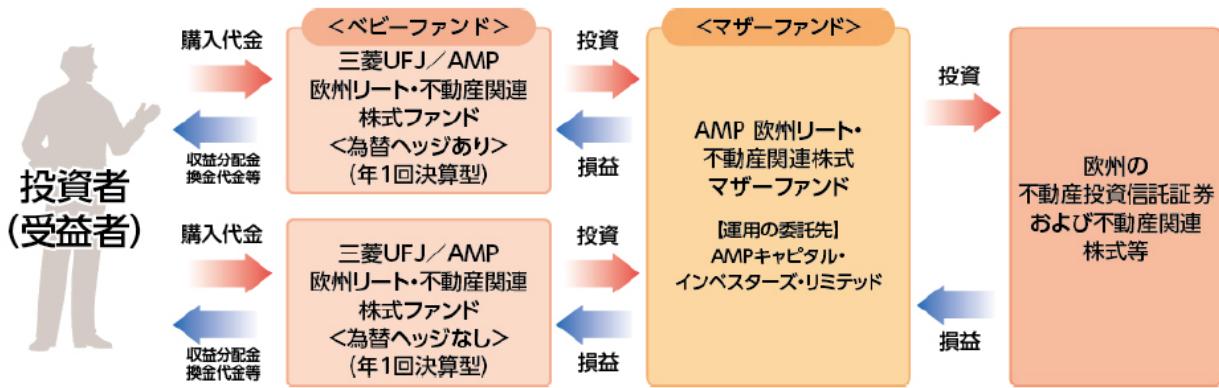
分配方針

年1回の決算時に分配を行います。

- 年1回の決算時(9月7日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

運用は主にAMP 欧州リート・不動産関連株式マザーファンドへの投資を通じて、欧洲の不動産投資信託証券および不動産関連株式等へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



各ファンド間でのスイッチングが可能です。

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより解約をする場合は、解約金の利益に対して税金がかかります。

くわしくは販売会社にご確認ください。

■主な投資制限

株式および不動産投資信託証券	株式および不動産投資信託証券への実質投資割合に制限を設けません。
株式および不動産投資信託証券の一銘柄制限	同一銘柄の株式および不動産投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

一般に、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動し、また、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入不動産投資信託証券や組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

■三菱UFJ／AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド＜為替ヘッジあり＞(年1回決算型)
組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分のヘッジコストとならない場合があります。
■三菱UFJ／AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド＜為替ヘッジなし＞(年1回決算型)
組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ 投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。その場合、より多くの銘柄に分散投資する投資信託と比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

なお、運用委託先で投資リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社においても運用委託先の投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。



手続・手数料等

■お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	<p>■為替ヘッジあり 当初自己設定：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。</p> <p>■為替ヘッジなし 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。</p>
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込について	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、フランクフルト証券取引所、フランクフルトの銀行、シドニーの銀行の休業日
	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込みとします。
	購入の申込期間	<p>■為替ヘッジあり 当初自己設定：2016年2月29日 継続申込期間：2016年2月29日から2017年6月6日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。</p> <p>■為替ヘッジなし 2015年12月5日から2016年12月6日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。</p>
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入の申込みの受付を中止することができます。

 その他	信託期間	<p>■為替ヘッジあり 2025年9月5日まで（2016年2月29日設定）</p> <p>■為替ヘッジなし 2025年9月5日まで（2014年3月25日設定）</p>
	繰上償還	<p>以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・三菱UFJ／AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド＜為替ヘッジあり＞（3ヶ月決算型）、三菱UFJ／AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド＜為替ヘッジなし＞（3ヶ月決算型）、三菱UFJ／AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド＜為替ヘッジあり＞（年1回決算型）および三菱UFJ／AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド＜為替ヘッジなし＞（年1回決算型）の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年9月7日（休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	年1回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	各ファンド3,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ (http://www.am.mufg.jp/) に掲載します。
	運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	購入価額に対して、上限3.24%（税抜 3%） (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
<スイッチングの場合> ➢ 販売会社にご確認ください。			
信託財産留保額	ありません。		

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、年率1.674%（税抜 年率1.55%）をかけた額		
	支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.89%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等	
販売会社	0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等	
受託会社	0.06%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等	
※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。			
※上場投資信託（リート）は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。			
●運用指図権限の委託先への報酬 委託会社が受けける報酬から、原則として毎年3・6・9・12月の末日および償還時から3ヶ月以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、マザーファンドの純資産総額に年率0.445%以内をかけた額とします。			
その他の費用・手数料	<p>以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 <p>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p>		

※運用管理費用（信託報酬）および監査費用は、日々計上され、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヶ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



税 金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 上記は2015年11月末現在のものです。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。
販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合せください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

- 委託会社(ファンドの運用の指図等)
- 受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)
- 販売会社(購入・換金の取扱い等)

三菱UFJ国際投信株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
高木証券株式会社

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 28 年 2 月 12 日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上